令和７（２０２５）年度 太宰府市立水城小学校「いじめ防止基本方針」

R7（2025）.4

１ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

２ いじめ問題への基本的な考え方

本校では、以下のいじめ問題への基本的な考え方のもと、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応に取り組むため、「いじめ防止基本方針」を定める。

【いじめの基本姿勢】
- ・いじめは深刻な人権侵害であり、「絶対に見逃さない」という強い意志をもつ
- ・「いじめは、どの子にもどの学校にでも起こりうる」という危機意識をもつ
- ・「いじめられている児童を最後まで守り抜く」という信念をもつ

（１）いじめを生まない、許さない学校づくり

○生徒指導の実践上の４視点（①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定・選択の場の提供、④安全・安心な風土の醸成）を全教育活動に機能させ、児童自らが自己指導能力を獲得していけるよう支援することが極めて重要である。＊発達支持的生徒指導の充実

○いじめに関する児童の理解を深める道徳や学級活動の時間の充実を図ると共に、児童会活動による児童の主体的ないじめ防止の取組への支援の充実を図る。（絆づくり）＊課題未然防止教育の実施

○教職員のいじめを見抜く力量の向上や児童理解及び教職員の毅然とした指導による支持的風土づくりに関わる研修の充実を図る。（居場所づくり）

（２）保護者・地域・関係機関と連携した取組の充実

○いじめが複雑化・多様化・深刻化する中、保護者や地域・関係機関との連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等いじめ問題を迅速に解決できるよう努める。

（３）いじめ問題に関する継続的な支援

○「いじめ問題の解消」は、３か月間はその行為が止んでいること、及び被害児童が心身の苦痛を感じていないことの２つの要件が満たされている必要がある。また、解消状態に至った場合でも、被害児童及び加害児童については引き続き注意深く見守っていく。

３ 組　織（いじめ防止のための組織）

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ問題対策委員会（特別委員会）及びいじめ・不登校対策会議を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、及び検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は次のとおりとする。

【いじめ問題対策委員会】… 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、ＳＴ児童支援加配教員・学校運営協議会委員

【いじめ・不登校対策会議】… 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、ＳＴ児童支援加配教員

※必要に応じて、ＳＣ、ＳＳＷ、スクールサポーター、教育委員会及び関係機関の助言者等に出席を求める。

４ 関係機関との連携

○　地域・家庭との連携を図る
　・学校運営協議会（年４回実施）
　・児童地区集会（年２回実施）
　・地区懇談会（年１回実施）
○　太宰府市人権センター（南隣保館）との連携
○　こども短期大学との連携
○　太宰府市生徒指導連絡協議会との連携
○　市要保護児童対策協議会との連携
○　市子育て支援課、福岡児童相談所、筑紫野警察署生活安全課等との連携
○　外部講師を招いての校内研修を計画的に行う。

５ いじめの未然防止、いじめの早期発見・いじめの早期対応の取組

（１）いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。また、生徒指導の実践上の４視点（①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定・選択の場の提供、④安全・安心な風土の醸成）を全教育活動に機能させ、児童生徒自らが自己指導能力を獲得していけるようにするため、以下の事項に重点的に取り組む。

①わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
　・基礎的・基本的事項の徹底習得
　・算数科における習熟度別少人数指導の実施
　・意見を発表し合える場面設定（交流の場の設定）
②学習規律の徹底
　・心がまえ（一緒に学ぶ仲間を大切に）
　・聞き方（話し手の話に反応）
　・話し方（聞き手に伝わるように最後まではっきりと）
　・姿勢（背筋を伸ばし、足の裏を地面に）
　・準備（チャイムが鳴る前に、次の時間の準備）
③学級集団づくり
　・話し合い活動、学級会活動の充実
　・居場所づくり、絆づくり
④社会体験、自然体験、交流体験の充実
　・豊かな体験活動の設定
　・６年間を見通した体系的・計画的な実施
⑤児童会活動の充実
　・学校行事の主体的な運営
　・委員会活動の充実
⑥人権学習、道徳教育の推進
　・人権・同和教育実践集「ともに学ぶ・ともに育つ」の作成及び活用
　・「人権を高める学習」の検討、実施及びカリキュラムの再編成

（２）いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、年度当初のいじめの認知･報告についての共通理解のもと、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。

①朝・帰りの会や授業中などの観察
- ・出席をとるときの声、表情
- ・健康観察、保健室等での様子

②アンケート及び教育相談の実施
- ・学校生活アンケートの実施（簡易版）（毎月）
- ・いじめに特化した無記名アンケートの実施（６月・１０月・２月）

②保護者との連携
- ・いじめのサインを見逃さないための家庭用チェックリストの実施（年３回）
- ・「いじめの早期発見･早期対応家庭向けリーフレット」の活用
- ・ＳＣ、ＳＳＷとの教育相談の実施（希望に応じて）

（３）いじめの早期対応の取組

いじめの対処については、正確かつ敏速な対応が大切である。そのために、まず、いじめられた児童への安全確保を最優先に心配や不安を取り除くと共に、情報収集と事実確認に努め、他機関との連携を図りながら、組織的かつ計画的な対応を実践していく。

①正確な実態把握
- ・当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

②指導体制、方針決定
- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。

③子どもへの指導・支援
- ・いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子ども（必要に応じて周りの子ども）に対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。

④保護者との連携
- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。
- ・必要に応じ、保護者会等を開催する。

⑤いじめ発生後の対応
- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

【校内報告・対応マニュアル】

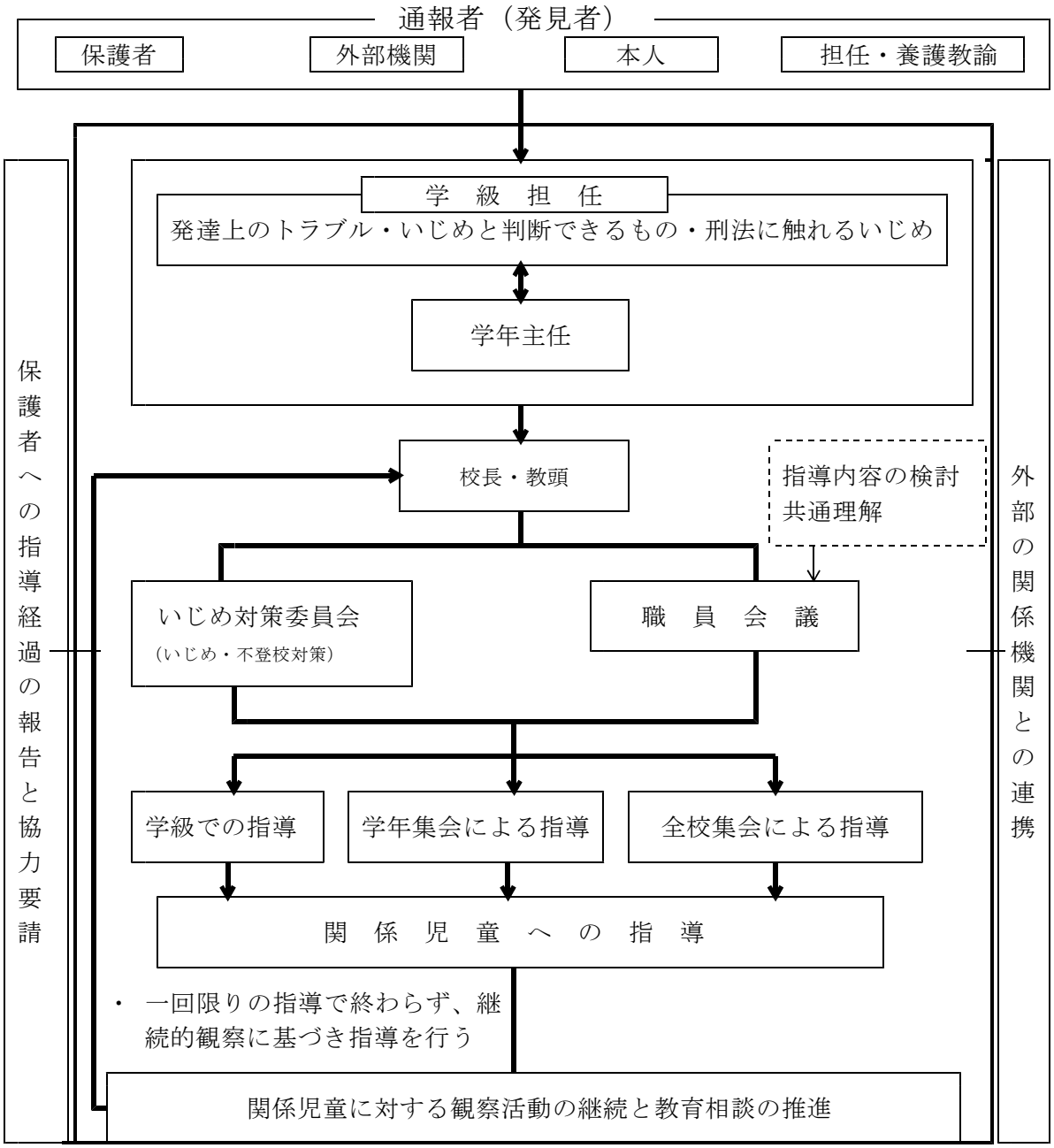

６　重大事態への対応

（１）重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

○いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

〈事例〉　・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

○保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

（２）重大事態への対処

①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③５（３）いじめの早期対応の取組をもとに、事案に関する事実関係を明確にするための調査を実施し、関係諸機関との連携を適切にとる。

④調査結果についてはいじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要要な情報を適切に提供する。

《年間指導計画》

生徒指導年間計画・規範意識育成学習計画			
月	実践目標	具体的な方策	規範意識育成学習
4	基本的な生活習慣の確立	・学習・生活のきまりの確認 ・全家庭への協力依頼のプリント配付	・ネットによる誹謗中傷・いじめ防止「メールと会話の違いを考えよう」(6年)
5	学年・学級の基礎づくり	・あいさつ・時刻・友だちとの遊びなどからの課題の確認と解決する取組	・占有離脱物横領防止「放置自転車の散り扱いについて」(4年)
6	教育相談の充実	・いじめに特化した無記名アンケート及び結果に基づく教育相談	・ネットによる誹謗中傷・いじめ防止「メディアによる情報の違いを比べよう」(5年)
7	学習・生活の振り返り	・学習や生活の自己目標の振り返りと評価	・万引き防止「誘いを断ろう」(5年) ・占有離脱物横領防止 「楽しい夏休み」(6年)
9	学習・生活の充実	・学習や生活のきまりの再確認と自己目標の設定	・万引き防止「人々の仕事とわたしたちのくらし」(3年)
10	教育相談の充実	・いじめに特化した無記名アンケート及び結果に基づく教育相談	
11	人間関係づくりの充実	・学級活動・帰りの会を関連させ,友だちのよさをさらに出し合う場の設定	・ネットによる誹謗中傷・いじめ防止「出来事を伝える手紙を書こう」(3年)
12	学習・生活の深化	・学習や生活の自己目標の振り返りと相互評価	・ネットによる誹謗中傷・いじめ　防止「インターネットのルールとマナー」（4年)
1	目標設定	・学習や生活の自己目標を設定し,具体的な取組の確認	
2	教育相談の充実	・いじめに特化した無記名アンケート及び結果に基づく教育相談	・薬物乱用防止「たばこと健康の関わりについて」（5年)
3	まとめと次年度への意欲づけ	・学習や生活の自己目標の振り返りと評価	・薬物乱用防止「喫煙を進められた 時の断り方について」（6年)